

# コロナ禍における 特別支援学校教育実習指導の課題

今野 邦彦<sup>1</sup> 原田 公人<sup>1</sup> 矢野 潤<sup>2</sup>

## Challenges for Teacher Training at Special-needs Schools during The COVID-19 Pandemic

Kunihiko KONNO<sup>1</sup>, Kimihito HARADA<sup>1</sup>, Jun YANO<sup>2</sup>

### Abstract

The COVID-19 pandemic is putting enormous strains on teachers and school staff, who are struggling to prevent infection. Special needs schools are no exception, with the education of students with disabilities also greatly affected. Teachers involved in teacher training programs are also in uncharted territory as the pandemic has necessitated significant changes in program schedules, duration, and content. Given this, this study examined the realities of teacher training at special needs schools during the pandemic with the aim of shedding light on challenges facing such programs.

Results of the study revealed issues that need to be addressed: this university's crisis management system, cooperation with the Liaison Council for Teaching Practice at Schools for Special Needs Education, responses to changes to teacher training programs (including delivery methods), and review of pre- and post-guidance for teacher training.

We should assume that the coronavirus which causes Covid-19 may never go away. As the study suggested, Fuji Women's University should take it as an opportunity to further enhance its teacher training guidance for special needs education.

### 1 研究の背景

我が国では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、これの拡大防止のため、2020年2月27日に文部科学省が「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」を発出して対応に当たったが、その後も教育現場は混乱している状態が認められる。

特別支援学校も例外ではなく、障害のある幼児児童生徒の教育に多大な影響を及ぼしている。

一方、教育現場の協力なしには成立しない教育実習についても、実習中止、大幅な日程変更、期間短縮、実習内容の変更というこれまでにない事態が生じている。

---

所属:

<sup>1</sup> 藤女子大学人間生活学部子ども教育学科・保育学科

<sup>2</sup> 藤女子大学人間生活学部子ども教育学科・保育学科 非常勤講師

Department of Child Education, Faculty of Human Life Science, Fuji Women's University

## 2 目的と方法

本学のコロナ禍における特別支援学校教育実習の実態を調査することを通して、課題を明らかにすることを目的とする。

このため、次の調査を実施した。

### (1) 文献調査

- ・ 文部科学省通知等の資料のほか、公的資料、新聞記事、インターネット、本学学生の実習校からの連絡事項等から、教育実習、特に特別支援学校における教育実習の実態に関する情報を収集し、分析する。

### (2) 質問紙調査

- ・ 2020年7月から10月前半までに特別支援学校（計5校）での教育実習を終了した本学学生10名に質問紙法による調査協力を依頼する。
- ・ 質問紙を回収後、回答内容を分析する。

### (3) 聞き取り調査

- ・ 福祉施設の現状、課題等を聞き取る。

## 3 結果

### (1) 文献調査の結果

(1-1) 文部科学省(2020)「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(通知)」(2020. 8.11)より引用

#### ◎改正等の趣旨

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、教職課程を置く各国公立大学、各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）が令和2年度に行う教育実習の実施に当たっては、「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」（令和2年4月3日付け2教教人第1号教育人材政策課課長通知）において、①実施時期を秋以降に変更すること、②卒業年次の学生を優先することなどを示し、「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について」（令和2年5月1日付け2教教人第5号教育人材政策課課長通知）（以下「弾力化通知」という。）において、③教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学等における授業により行うことを可能とすることなどを示しているところであるが、受入先の学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等をいう。以下同じ。）では、臨時休業からの学校再開後の児童生徒の学びの保障に取り組むとともに、感染症対策に万全を期しながら学校教育活動を再開している状況において、令和2年度の教育実習を例年通り受け入れることが困難な状況も生じていることから、教育実習の科目の扱いに関する特例措置を定めるために所要の改正を行うものである。

#### ◎改正等の要点

- ・ 令和2年度限りの特例的な取扱いとして、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等が令和2年度に教育実習の科目の授業を実施できないことにより、大学等に在学する学生又は科目等履修生（以下「学生等」という。）が教育実習の科目の単位を修得できないときは、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもってあてることができることとする。

(1-2) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2020)「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫と次なる感染症対策への備えについて」(『特別支援教育』No.79)より抜粋

- ・全国の特別支援学校における臨時休業の推移は、4月10日69%、4月22日96%、5月11日90%、6月1日1%であった。
- ・埼玉県の調査では、5月下旬の時点で、特別支援学級在籍の児童生徒に対する「個別的教育支援計画」の「作成に着手」が3割超であり、休業中のこういった作業にやや停滞があったと推測される。恐らく、これは全国的な課題として受け止めるべきものである。
- ・「学校再開に向けた特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策や学びの保障のための取組」として、校外の指導者を受け入れて指導を行う場合は、校外指導者の検温、手洗い、マスク着用等も徹底し、使用する教室を限定し、可能な場合は在校時間を短くすることが挙げられている。

### (1-3) 新聞報道 (抜粋)

- ・教育実習に関する動向は世の中の注目を集めることになり、新聞でも報道されるようになった。そこで、新聞から教育実習に関する記事を抜粋した。なお、大学名、個人名は伏せた。

#### ① 2020年5月24日付 朝日新聞 (東京・朝刊)

「教育実習いつできる？」

- ・K大教職課程センターは、実習に行く学生の事前指導をオンラインで受講できるように切り替え、教員が在宅で受け入れ校との調整に当たってきた。同センターのF教授(カリキュラム研究)は、「受け入れ中止をほめかされている学校に検討していただく余地ができた」と評価する一方、「これから調整する学校は、軒並み受け入れ期間の短縮を表明する可能性もある。大学がどんな演習を考えられるかを早急に検討したい」と語る。
- ・「有事なので長期間の実習ができないのはやむを得ない」と言うのは、T大のM理事・副学長(教育支援論)だ。代わりに大学が補う授業について、「自宅学習のための教材作りや、タブレットを使った教室の授業に大学からオンラインで補助に入るなどの工夫が必要」と話す。
- ・O大で教育実習を担当するN准教授(教育社会学)は「実習校の負担軽減としての意味は大きいですが、大学が代替授業を構築するのにかかるコストは、講師の確保を含めて膨らむ。学生にとって、受け入れ先が見つからないという問題も依然として残り、本年度は実習を教職免許の要件から外すなどの踏み込んだ措置が必要ではないか」と指摘する。

#### ② 2020年5月29日付 京都新聞 (朝刊)

「教育実習に影響 9割」

- ・教員免許取得を卒業要件としている国立の教員養成系大学・学部44校のうち、新型コロナウイルス感染拡大によって、学生の教育実習が延期されるなどの影響を受けているとした大学は、全体の9割を占める40校に上ることが28日、共同通信の調べで分かった。
- ・調査は5月12~19日に実施し、42校が回答。このうち、教育実習については34校が「大きな影響が出ている」と回答し、6校が「やや影響が出ている」とした。「あまり影響は出ていない」「その他」は1校ずつだった。
- ・自由記述で影響の具体的な内容を尋ねた結果では、ほぼ全校が、実習の受け入れ先となる小中学校などの休校長期化によって、春に予定していた教育実習が9月以降に延期になったとした。
- ・さらに「本年度の受け入れを取りやめる連絡も届いている」「受け入れ不可となった場合、別の受け入れ先の確保は困難」とした回答もあり、免許取得そのものが難しくなる可能性を示唆。秋以降に実習が集中することで日程調整が難しくなることや、自治体による採用試験の混乱を懸念する意見もあった。
- ・文部科学省は通知で、教育実習や介護等体験を必要に応じて秋以降とすることや、教育実習の一部を授業で代替することなどで期間短縮できるとした。この対応には、9校が「十分である」とした一方で、19校が「十分ではない」と回答した。

### ③ 2020年6月14日付 北海道新聞（朝刊）

「教師の卵、実習できぬ不安 長期休校、受け入れ余裕なし 代替授業も不透明」

- ・新型コロナウイルスの感染拡大による長期間の休校で、将来の教員を目指す学生が不安を募らせている。小中学校などが学習の遅れを取り戻す対応に追われて教育実習のめどが立たず、感染リスクの懸念から実習内容にも制限が出かねないためだ。文部科学省は教育実習の一部を、大学での実習形式の授業で代替することを認めているが、多くの大学がオンライン授業に移行。学生たちは「先生になってから良い授業ができるのか」と悩みを深めている。
- ・「今年から教育実習が始まるのに何も決まっていな。本当にできるのかすら疑問です」。H大3年のKさんはこう話す。同校では毎年8月下旬から9月にかけて教育実習を実施。例年は実習先が決まっている時期だが、コロナの影響で同校と受け入れ先となる学校の調整がついておらず、同校から「毎年と同じ時期に実施予定」と伝えられているだけだ。
- ・音楽教師を志望するKさんは教育実習の内容にも気をもむ。実習ができて感染リスクが高いとされる合唱などの授業ができるか分からない。「実習が十分にできないまま教員になるのは不安で、違う進路を検討した方がいいのかもしれない」
- ・大学でのオンライン授業に懸念もある。体育教師を目指すN大4年のUさんは「オンライン授業では模擬授業の指導案を書くだけで、実際に模擬授業をして先生からの指導は受けられない。興味関心を引く授業をどうすればつくれるのか、大学の先生からアドバイスをもらえる場なのに」と嘆く。教育実習は6月に母校の中学で行う予定だったが、秋以降に延期になった。Uさんは「最悪、教育実習ができなかったとしても大学で教育実習に見合った授業をやってほしい」と語る。
- ・H大で教育実習を担当するT教授は「学生にはできるだけ現場で学ぶ時間をあげたいが、難しさもある。受け入れ校と協力しながら、学生の不安に寄り添いたい」と話している。

### ④ 2020年6月27日付 北海道新聞（朝刊）

「放課後の学習支援、教育実習に充当へ 札幌市教委 学校の負担軽減」

- ・札幌市教委は、本年度に受け入れる教育実習について、市立小中学校での実習を従来より1週間短い2週間とする方針を固めた。残りの1週間分は、実習生が各校での放課後学習を支援し、その時間を実習とみなす。長期休校による学習の遅れの取り戻しなどに追われる学校側の負担を軽減する狙い。市内学校での教育実習は例年3週間で、実習生1人に教員1人がつき、授業計画や実践の指導をする。
- ・本年度については、各学校の通常授業で2週間の実習を実施。残り1週間分は、国の補助を受けて市教委が市内各校で7月から始める放課後の学習支援で補う。具体的には、実習生が学習サポーターとして児童生徒に勉強を教える時間を実習として扱う。
- ・市立小中学校では例年、約720人の教育実習を受け入れる。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休校が約3カ月に及び、各校が学習の遅れの取り戻しや感染防止策などに取り組む中で、実習の受け入れ先の確保が課題となっている。

### ⑤ 2020年7月6日付 北海道新聞（朝刊）

「教育実習 コロナが阻む 全国で受け入れ延期続々 大学は危機感／代替措置手探り」

- ・教員養成に携わる全国の大学が危機感を募らせている。新型コロナウイルスの影響で春期にほとんど教育実習を行うことができず、今後の感染状況も見通せないためだ。6月20日には一般社団法人全国私立大学教職課程協会（東京、426校加盟）による緊急オンラインシンポジウム「2020年度教育実習・介護等体験の現状と見通し」が開かれ、情報と課題の共有に努めた。
- ・北海道から九州まで全国8地区の大学からの報告によると、政府の緊急事態宣言が出されたことに伴い、前期に予定されていた教育実習の大多数が秋以降に変更になった。ただ、明確な日程については調整中という学生も少なくなく、一部の大学では秋以降の受け入れも断られ、あらためて実習校を探しているという。

- ・文部科学省が本年度に限り、小中学校免許ならば3～4週間ほどの教育実習期間のうち3分の1までを大学などの授業で補えると認めたことも課題を生んでいる。結果的に、多くの実習受け入れ校から短縮を要請されることになったからだ。「短縮以外の選択はありえない雰囲気」という地域も出ていたとの報告もあった。
- ・教育実習が短縮された場合、小中学校免許ならば、短縮された1週間分に相当する大学での実習代替プログラムが必要となる。何人の学生に対してどのような授業を実施するか、多くの大学は手探りの状態だ。
- ・こうした状況を受け、情報収集を超えて全国的な対応が必要ではないかとの声も出された。同協会専務理事のY大T教授は「秋以降に全国的な感染拡大が起こらないことを前提としており、計画通り実現できるかは予断を許さない」と現状を分析。教育実習を短縮された場合の対策については「指導モデルの提示が必要」と課題を語る。
- ・文部科学省の通知、資料のみならず、新聞各紙においても教育実習の現状、大学に対する期待に関する報道がとり上げられている。

## (2) 本学学生の教育実習校からの事前連絡事項

本学の学生が実習を希望している実習校からは、実習開始前の連絡事項・注意事項として、以下の連絡があった。

- ・感染予防対策の指示、健康調査票の記入指示（ほぼ全校）
- ・今年度については新型コロナウイルス感染症対策のため、「観察実習」を主として行う。（A校）
- ・感染症予防のため、生徒と一緒に食事はしません。（B校）
- ・実習期間中に一人でも発熱者が出た場合、教育実習を中止する（所属する期間の実習生全員が対象）。（C校）
- ・実習開始時に、文科省通知「学校の新しい生活様式」に沿った本校の配慮事項について確認することで、内容を理解した上で実習に臨み児童生徒の理解にあたること。実習生の控室について、座席間隔をできるだけ（最低1メートル）空け、適宜窓を開けて換気を行うようにする。（D校）
- ・事前オリエンテーションの4週間前から感染リスクの高い場所への移動はお控ください。教育実習開始の3週間前から札幌市に滞在し、2週間前から「体調管理表」の実施が行える学生のみを教育実習生として受け入れます。（E校）
- ・教育実習は予定通り実施するが、大学教員による実習訪問はご遠慮いただきたい。（F校）
- ・研究授業参観及び実習生指導はオンラインで実施する。（G校）

## (3) 本学学生の实習にかかわる変更事項

### (3-1) 学内対応

- ・一部の学校から実習中止の申し入れがあり、実習ができない学生については特例措置として学内実習を計画した。
- ・従来、本学では教育実習の日数は概ね最低10日間としてきたが、文部科学省「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」（2020.4.3）を受け、実習委員会で見直しを行った。その結果、障害児教育実習2単位（60時間）は、1日の実習時間を8時間とした場合、8日間でこれを充たすことができるとの判断から、最低日数を8日間とした。
- ・学内での事前指導の一部を、オンライン授業で実施した。
- ・過去の学習指導案、実習報告書は、学科資料室に保管し、持ち出し・撮影禁止としているが、前期は学生の登校が禁止されていたため閲覧ができなかった。

- ・ボランティアについて、従来は、4年次の特別支援教育実習の履修を希望する学生に対し、3年次の10月までに、特別支援学校または特別支援学級で5回以上のボランティアを経験することを義務付けてきた。しかし、昨年度末からボランティア活動が困難となったため、3年次の学生のうち数名は5回に達していない。

### (3-2) 日程変更

- ・本学学生の実習校の実習時期は、例年、前期と後期の比率が1：2程度であったが、2020年度は、前期1校、後期30校と、後期に集中した。

### (3-3) 期間短縮

- ・本学学生の実習校の平均実習日数は、2017年度12.1日、2018年度13.1日、2019年度13.5日であったが、2020年度は10.6日と大幅に減少した。これまでは最低10日間を基準とし、これより少ない場合は実習延長となっていたが。上記の学内対応を適用し、2020年度は、8日間で2校、9日間で3校となった。

### (3-4) 事前指導（オリエンテーション）の変更

- ・G校では、従来ほぼ1日を割いて実施していた事前指導をとりやめ、書面による指導と実習初日1時間目の指導に代えた。

### (3-5) 学習指導案の変更

- ・H校の学習指導案は、児童生徒の個別の実態、目標、指導方法、評価などの欄を廃し、授業全体の目標、内容、方法、評価等による指導案とした。
- ・I校では、指導案を略案とした。その理由は担当教員によると「実習期間も短いので実習生の負担を軽減するために略案とした。3週間の実習になったら普通の指導案に戻したい」とのことであった。

### (3-6) 健康チェックの徹底

- ・昨年まで、事前の健康チェックを求められたのは、1校のみであった。2020年度は、ほとんどの実習校から、チェック表の提出を求められた。

## (4) 実習校における実習内容の今年度の変化（学生アンケートからの抜粋）

### 質問1 実習校の事前指導（オリエンテーション）で指導されたこと

- ・実習2週間前から毎日検温をすること。実習前の行動記録をつけておく。
- ・マスクは必ず装着し、手洗いを徹底すること。体調が悪くなったらすぐに職員に伝え、帰宅する。
- ・起床後すぐに検温、体調確認を行い、37.0℃以上または風邪症状がある場合は出勤不可。
- ・基本的に観察実習を主とする。
- ・児童生徒との身体接触の機会を可能な限り減らすこと。
- ・最終日の日誌は郵送でも可能とする。
- ・感染することで身体に大きな影響を受けるお子さんがいることや、「保護者の方たちの理解を得てコロナ禍で実習を行うことができている」こと。

### 質問2 実習内容に制限や昨年との違いがあったこと

- ・昨年までは3週間だった実習が2週間になったことに伴い、指導案の枚数制限があった。
- ・パソコン使用時は必ず消毒すること。
- ・給食指導には入らず、児童とは別の場所で昼食をとった。
- ・昨年までは実習生が給食の配膳を手伝っていたが、今年はいえなかった。
- ・実習時間は8時間で、終了後すぐに学校から出るよう指導があった。
- ・生徒と接する際、授業の時は、マウスシールドを着用するよう指示された。
- ・学習指導案は略案とし、予め定められた内容で行った。
- ・授業参観は最大3名で他の実習生は参観しない。他の教員は教室の外から参観し、付箋に講評を記入する。
- ・研究授業の単元・題材は決まっており、それをどのように進めるか、内容を計画する。
- ・授業実習は研究授業の1回のみ。研究授業前の教員への挨拶は省略。授業参観者は最大3名で、他の実習生は参観しなかった。反省会は指導教諭のみと行った。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究授業の見学の仕方は、3名ほどが教室内で、その他は廊下に設置されたモニターで参観した。</li> <li>・研究授業の反省会は、担当教諭、副担任、学生の3名のみで実施した。</li> <li>・学校に長時間留まることを防ぐため、時間外実習は行わないよう指導された。</li> </ul>
<p>質問3 保育所実習との共通点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用・手洗い・体調管理は共通だった。</li> <li>・子ども単独ではなく、大人の目の届くところで活動させていた。</li> <li>・排泄や着替えなどの手助けは、必要な子に必要な分だけ行っていた。</li> </ul>
<p>質問4 保育所実習との相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所では子どもはマスクを着用していなかったが、学校ではできるだけマスクを着用するよう指導されていた。</li> <li>・保育所では毎日体温や体調の聴き取りがあった。</li> </ul>
<p>質問5 その他、実習を通して気づいたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どちらの実習先でも、極力子どもが普段通りに過ごすことができるようにしていると感じた。</li> <li>・教室の環境も席を離していたり、教室だけでなくパソコン室や美術室などの教室も仕切りがあったり、距離をとったりと、徹底してコロナ対策が行われていた印象があった。</li> <li>・聾学校では、距離をとっていれば、先生方はマスクを外し、口元がよく見えるようにしていた。</li> <li>・肢体不自由児の介助は接触せざるを得ないので、いつも以上に注意が必要だと感じた。</li> </ul>

\* 保育所実習の日程は、2020年8月17日から9月9日までであった。

## (5) 福祉施設における対応の一事例

「2020年2月以降のコロナ禍の現状と対応」について、福祉施設理事長に聞き取り調査を行った。

### (5-1) はじめに

本法人では、障がいのある方たちへの居宅介護、児童デイ、生活介護、相談室の4つの事業を展開している。利用されている方は、全体で、約140名で、職員27名で、各種福祉サービスの支援をしている。今回の新型コロナウイルス感染症の対応では、流行が広まった2月から、様々な対応に追われ、現在までに至っている。

### (5-2) 福祉サービスの継続

学校が休校となった2月下旬、利用者と職員に対して、コロナ感染症の対応について、文書でお知らせした。

- ・各事業所には、アルコール消毒液を準備して対応している。
- ・利用者に発熱があった場合は、利用を控えてもらう。
- ・職員が発熱した場合、出勤は禁止とする。
- ・各事業所と送迎する車は、全面的に消毒を実施した。
- ・具体的に、各事業所で福祉サービスを継続していくために、どのような感染予防をしたらよいか、その当時は、情報も指示も少なく、対応に追われていた。学校が休校中も、感染予防を徹底にして、福祉サービスは、継続するようとの指示に従って、サービスを継続してきた。学校が休校中にもかかわらず、同じようなリスクのある事業所でサービスを継続することについては、職員からは、不安の声も上がっていた。

### (5-3) 行事内容の変更

3月上旬からは、以下のような対応をした。

- ・利用者は、当日、利用する前に検温をして、発熱（37.5度以上）のある場合は、利用をお断りする。
- ・消毒、換気、マスクの着用を徹底する。（障がいによってマスクをつけられない利用者の方もいる）
- ・多くの人が集まる場所への外出はしない。
- ・職員は、家族も含め、毎日、検温し、発熱があった場合は、出勤を禁止する。
- ・外出をする行事については、全面的に中止とした。
- ・利用者の中には、外出を楽しみにしている方や予定が変更となり対応が難しい方もいたが、保護者の方にお願ひして、対応した。
- ・外出する活動は、福祉サービスの中では、重要な活動の一つで、利用者の方々も、心待ちにしている。そのため、支援内容を変更して、サービスを継続した。例えば、好きなテイクアウトの食事を選び、購入して、事業所で食事をする模擬ピクニックをしたり、カラオケボックスには行けませんが、室内でカオケの機器を使って、模擬カラオケボックスをしたりと、職員も様々な工夫をした。

### (5-4) マスク、消毒液の不足

- ・3月には、職員が使用するマスクや消毒液が不足してきて、本法人では、確保できない状況となり、職員の協力に対応するしかなかった状況であった。
- ・どこに行ってもマスクが購入できない状況の中、地域の加入している商店街から、購入できたり、地域の方の紹介で消毒液を寄贈してもらったりと、多くの方々の協力で、なんとか確保して、感染予防ができた。4月からは、公的な支援も開始された。地域とのつながりの大切さを身をもって感じた出来事である。

### (5-5) 職員間の連携

- ・コロナ対策の対応について、普段は、責任者を集めて、月1回の運営会議を臨時に複数回開催して、情報を共有し、本会としての感染予防の方針を決定していった。
- ・各事業所で、今できることを取り上げ、お互いに協力して、コロナ対策をしていこうという意識ができたことは、良かったと思っている。
- ・コロナ対策で大変な事業所には、職員の応援をするなど、色々な対応ができたと考える。

### (5-6) 行事の中止

- ・毎年、9月に開催していた「秋祭り」は、地域の方々も多数参加し、直接、地域の方々とはつながる良い機会であり、利用者の方々も地域の方々も楽しみにしていた行事であったが、中止とすることとした。。

### (5-7) ITには、代用ができない福祉サービス

- ・本会が実施している障がいのある方への福祉サービスは、感染リスク軽減のためにITを使ってできるものではなく、直接、利用者の方々に関わって、実現できるものである。このような福祉サービスを使うことで、障がいのある方たちも地域社会で生活ができていると考える。福祉サービスは、障がいのある方たちには、なくてはならないものである。

### (5-8) 最後に

このような状況であることは、あまり、新聞等のマスコミでも取り上げることもなく、広く世間の皆さんに理解していただけていないと感じている。

医療職と同様に介護の職員の対応についても、是非、皆さんに理解していただきたい。

今後も、全職員が協力して、感染予防をしながら、福祉サービスを継続していくが、国、北海道、札幌市等からの充実した支援を是非、確立してもらい、利用者の立場に立ったより良い福祉サービスを実施していきたいと考えている。

## 4 考察

以上のことから、コロナ禍における特別支援学校教育実習指導の課題とその対応策として考えられることを挙げる。

### (1) 大学としての危機管理

- ・時々刻々と変化する新型コロナ感染の状況に対応すべく、大学としてのコンセンサス・方針確立が必要であり、学内外の関係機関等に対する丁寧な対応が望まれる。
- ・非常事態に対応する組織作り、情報管理、判断基準、レベル設定などが必要である。
- ・維持的な対策だけでなく、ウィズコロナを踏まえた対策が根付くことが重要である。
- ・他学部・他学科との情報共有も推進すべきである。
- ・学生に対しての情報提供の仕方は工夫が必要である。
- ・情報が多すぎて慣れてしまうという弊害への考慮も必要である。

### (2) 北海道特別支援学校教育実習連絡協議会との連携

- ・個々の大学、実習校でのみ判断するのではなく、北海道教育委員会、札幌市教育委員会を含めた、北海道全体での情報共有、連携・協議の場が必要である。
- ・大学間での情報共有を行うための場の設定も考えるべきである。

### (3) 教育実習の内容・方法の変更への対応

- ・結果の(2)本学学生の教育実習校からの事前連絡事項、(3)本学学生の实習にかかわる変更事項、(4)実習校における実習内容の今年度の変化(学生アンケートからの抜粋)などに見られるように、学校種を問わず、今年度は教育実習の目標は変わらないまでも実習中止という事態も含め、内容・方法は大きく変化した。
- ・主要な事項として挙げられるのは、実習期間の短縮及び実習生と児童生徒との関わりの減少→実習生による児童生徒の実態把握の困難→授業実習の回数の減少→学習指導案の簡略化(「児童生徒の実態」「個人の目標」「個人の評価」の省略、略案による研究授業)→研究授業参観者・反省会参加者の制限などである。
- ・教育実習の実施、研究授業の実施という最低限の内容は確保できたものの、制限事項の多さにより、従来行われてきた「児童生徒との密接なかかわりにもとづく実態把握」「数回の授業実習を通じた指導計画にもとづく計画的な指導」「学習指導案(細案)作成に至る繰り返しの指導」「時間をかけた教材準備」などが行えない状況となっている。
- ・実習期間の短縮による代替措置は、広く大学全体で取り組むべき問題であると考えられる。
- ・2020年度は実習時期が後期に集中したが、今後はまた通年で均等に配置されることが望まれる。
- ・大学教員の実習訪問、研究授業参観ができない場合、実際の指導場面の共有ができず、事後指導の方法に課題が残った。今年度は初めてオンライン授業参観も行われ、今後も増えることが考えられる。
- ・事前指導が書面に変更になった実習校もあったが、今後はZoomなどオンラインアプリの活用による、資料共有やフィードバックが行われる可能性もあるだろう。
- ・学習指導案を作成する過程は学生にとって最も大きな課題であるが、今回はいくつかの実習校で簡略化が見られた。これに対しては、大学で演習を設け、事例検討と合わせて授業の実施につなげられるよう指導することが重要と考える。
- ・健康チェックの徹底については、大学全体の課題として受け止め、学生の自己管理の意識を向上させることがますます必要になる。そのために、各種法令・通知の理解を促進や、保健センター職員による実際的な指導を行うことなどが考えられる。

- ・このような条件の中で、いかに教育実習を意義のあるものにするかについては、上記（２）で挙げたように、大学、実習校が連携し、内容を充実させたいうえで、学内の指導について、さらなる創意工夫が必要となる。

#### （４）事前指導、事後指導の改善

- ・事前指導はこれまで、年度当初４月のガイダンス時期に一斉指導を行い、その後は実習時期に合わせて、５月と９月に分けて指導を行っていた。今後は、様々な状況の変化に対応できるよう、指導時期・回数等を増やす必要がある。
- ・これまで事後指導は１月に行い、全体での反省と、４年生から３年生への引き継ぎを行っていた。今後は、学生からの報告会、実習校の教員を大学に招いての講話、現場での実践を知るなどの方法も考えられ、そのための予算設計が必要となる。
- ・今年度、実習訪問指導で研究授業参観とその後の直接指導ができなかった学生については、実習後に大学内において事後指導を行う必要がある。保育所実習においては、「実習訪問は実施せず、学生への指導はオンラインで」行ったケースがあった。今後は、このような方法が多くなることも考えられるため、学生に対しても危機管理策として周知徹底する必要がある。
- ・来年度から、本学では特別支援教育実習の事前指導が時間割に位置づけられる。これを契機として、以下の観点からこれまでの指導内容・方法を見直す必要がある。
  - ・コロナ禍における教育実習についての情報提供
  - ・幼児児童生徒の実態把握の指導
  - ・学習指導案（細案、略案）を実際に作成する指導
  - ・社会人としての文章（身上書、実習日誌、報告書等）を作成するための指導
  - ・指導内容・方法について、ディスカッションなどのアクティブラーニングを採り入れた指導
  - ・外部講師の招聘
  - ・保護者による講話
  - ・事後指導の見直し
  - ・実習報告会の実施
  - ・全実習生の報告書を、共有できるようにする
  - ・他学科とも共有する
  - ・実習校との関わりを見直し
  - ・大学での指導内容を担当教員に送付する。
  - ・ボランティアの推進
  - ・学生ボランティアの受け入れ機関を開拓し、学生の積極的参加を勧める。

#### （５）福祉機関等との連携

- ・参考とした結果の（５）福祉施設における対応の一事例からもわかるように、すべての障害にかかわって、教育、福祉、医療、保健の各分野のより強固な連携をいかに作るかが課題となる。そのためにも、福祉職員の意識に対する理解が必要となる。

### ５ まとめ

- （１）「コロナ禍における特別支援学校教育実習指導の課題」について考察したが、新型コロナウイルス感染症は一過性のものではなく、「新しい生活様式」「ウィズ・コロナ」が謳われている通り、今後も継続するものと考えるべきである。
- （２）今年度の教育実習の課題として挙げられたことは、来年度以降も引き続き検討する必要がある。
- （３）これまで慣例として行われてきた指導内容・方法について、改めて見直す機会となった。

(4) 今般のコロナ禍を契機に、課題を明確にするとともに、その対応策を検討・精査して、本学における特別支援学校教育実習の指導をさらに充実させたい。

#### 文献、資料

- ・朝日新聞（東京・朝刊）2020年5月24日「教育実習いつできる？」
- ・今野邦彦・原田公人・矢野潤（2020）「特別支援学校における教育実習指導に関する現状と課題」藤女子大学人間生活学部紀要第57号，21 - 42.
- ・京都新聞（朝刊）2020年5月29日「教育実習に影響 9割」
- ・北海道新聞（朝刊）2020年6月14日「教師の卵、実習できぬ不安 長期休校、受け入れ余裕なし 代替授業も不透明」
- ・北海道新聞（朝刊）2020年6月27日「放課後の学習支援、教育実習に充当へ 札幌市教委学校の負担軽減」
- ・北海道新聞（朝刊）2020年7月6日「教育実習 コロナが阻む 全国で受け入れ延期続々 大学は危機感／代替措置手探り」
- ・文部科学省（2020）「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」2020.2.27
- ・文部科学省（2020）「令和2年度における小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」2020.3.24
- ・文部科学省（2020）「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（通知）」2020.4.3
- ・文部科学省（2020）「令和2年度における大学・専門学校等の教職課程等の実施に関するQ&Aの送付について」2020.4.17
- ・文部科学省（2020）「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（通知）」2020.5.1
- ・文部科学省（2020）「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」2020. 8.11
- ・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2020）「特別支援教育」No.79